

税務署受付印

外国普通法人となつた旨の届出書

※整理番号

2
添付
書類
提出
(
)

令和 年 月 日

税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	本店又は主たる事務所の所在地	
	所 在 国	
	(フリガナ) 法 人 名 等	
	法 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	
	責 任 者 住 所	〒 電話() -

新たに外国普通法人となつたので届け出ます。

法人税法第 141条各号に定める国内源泉所得に係る事業	事業を開始した日又はその開始予定日	令和 年 月 日		法人税法第 141条各号に定める国内源泉所得に係る資産	資産を有することとなつた日		令和 年 月 日	
		事 業 年 度	自 月 日 至 月 日		事 業 年 度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	
事 業 の 目 的 及 び 種 類		資 產 の 種 類 及 び 所 在 地	種 類	所 在 地				
(備 考)				添 付 書 類	1 定款等の和訳文 2 その他 ()			
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 · 無								

税 理 士 署 名												
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認			

03.06 改正

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

恒久的施設を有する外国普通法人となった場合又は恒久的施設を有しない外国普通法人が人的役務の提供事業を国内において開始した場合若しくは国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる所得若しくは不動産等の貸付けによる対価等の国内源泉所得を有することとなった場合には、その外国普通法人は恒久的施設を有することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものと同様の文書を添付して2通を納税地（2の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

(1) 「納税地」欄は、次により記載してください。

イ 恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるもの所在地

ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。

(4) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(5) 「責任者氏名」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。

(6) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。

なお、事業年度の中途において事業を開始した場合等、初年度と次年度で事業年度の開始時期が異なる場合は、初年度と次年度についてそれぞれ記載してください。

(7) 「事業を開始した日又はその開始予定日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業を開始した日又は開始予定日を記載してください。

(8) 「事業の目的及び種類」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(9) 「資産を有することとなった日」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産を有することとなった日を記載してください。

(10) 「資産の種類及び所在地」欄には、法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地を記載してください。

(11) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

(注) 紹介等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(12) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(14) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「責任者氏名」及び「責任者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。